

○新旧対照表（愛媛県電子入札運用基準（工事・業務））

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1～5 省略 6 入札書等の取扱い 6-1 有効な入札書等 ①～③ 省略 ④ 工事の請負契約に係る一般競争入札（<u>予定価格4,500万円以上</u>（建築一式工事にあつては<u>9,000万円以上</u>）の工事の請負契約に係る入札で、やむを得ず指名競争入札による場合を含む。）にあつては、入札公告等で指定する配置予定技術者に係る確認資料が添付されたもの ⑤～⑥ 省略 6-2～6-6 省略 7～12 省略</p>	<p>1～5 省略 6 入札書等の取扱い 6-1 有効な入札書等 ①～③ 省略 ④ 工事の請負契約に係る一般競争入札（<u>予定価格4,000万円以上</u>（建築一式工事にあつては<u>8,000万円以上</u>）の工事の請負契約に係る入札で、やむを得ず指名競争入札による場合を含む。）にあつては、入札公告等で指定する配置予定技術者に係る確認資料が添付されたもの ⑤～⑥ 省略 6-2～6-6 省略 7～12 省略</p>

附則

この運用基準は、令和7年2月1日から施行する。